



(号 外)
大蔵省印刷局発行

目次

〔省 令〕

○道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令（運輸二五）

〔公 告〕

諸事項

裁判所
除権判決、破産、免責関係
特殊法人等
地域振興整備公団、端末機器技術基準適合認定等、造船業基盤整備事業協会第三十三回設備譲渡、回路配置利用権の設定の登録、プログラムの著作物に係る登録関係
会社その他
会社決算公告

三
一〇三
一〇六
一〇九

省 令

○運輸省令第二十五号
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の規定に基づき、道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年七月三日

運輸大臣 二階 俊博